

## 総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和2年3月19日（木曜日）  
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 0分 開議  
午前11時25分 散会

### 付託事件

議案第1号，議案第32号，議案第33号，議案第34号，議案第35号，議案第36号，議案第37号，議案第38号，議案第39号，議案第40号，議案第41号，議案第43号，議案第44号，議案第50号（ただし，第1表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分，第5款，第6款，第7款，第8款，第9款，第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費中第8款，第9款及び第10款並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分，産業消防委員会所管分及び建設企業委員会所管分を除く），議案第56号，議案第66号，議案第67号（ただし，第1表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分，第8款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第3款，第6款，第8款及び第10款を除く），議案第72号

### 1 本日の会議に付した事件

#### (1) 議案審査

- ① 議案第1号 公の施設の広域利用に関する協議について
- ② 議案第32号 水戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例
- ③ 議案第33号 水戸市職員定数条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第34号 市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- ⑤ 議案第35号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- ⑥ 議案第36号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- ⑦ 議案第37号 水戸市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例
- ⑧ 議案第38号 水戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- ⑨ 議案第39号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例
- ⑩ 議案第40号 水戸市特別会計条例の一部を改正する条例
- ⑪ 議案第41号 水戸市印鑑条例の一部を改正する条例
- ⑫ 議案第43号 水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例
- ⑬ 議案第44号 水戸市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例
- ⑭ 議案第50号 令和2年度水戸市一般会計予算（ただし，第1表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分，第5款，第6款，第7款，第8款，第9款，第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費中第8款，

第9款及び第10款並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分、産業消防委員会所管分及び建設企業委員会所管分を除く)

⑮ 議案第56号 令和2年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算

⑯ 議案第66号 包括外部監査契約の締結について

⑰ 議案第67号 令和元年度水戸市一般会計補正予算(第9号)(ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第8款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第3款、第6款、第8款及び第10款を除く)

⑱ 議案第72号 令和元年度水戸市公共用地先行取得事業会計補正予算(第1号)

2 出席委員(7名)

委員長	小泉康二君	副委員長	佐藤昭雄君
委員	滑川友理君	委員	田中真己君
委員	高倉富士男君	委員	須田浩和君
委員	福島辰三君		

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(1名)

議長 安藏栄君

5 説明のため出席した者の職、氏名

市長公室長	武田秀君	国体推進局長	小嶋いつみ君
国体推進局 参事兼 国体競技課長	大久保克哉君	秘書課長	川上悟君
政策企画課長	長谷川昌人君	交通政策課長	須藤文彦君
情報政策課長	北條佳孝君	みとの魅力 発信課長	沼田誠君
国体総務課長	村沢晶弘君		
総務部長	荒井宰君	総務部参事兼 人事課長	天野純一君
総務法制課長	上垣外泰之君	行政改革課長	熊田泰瑞君
中核市移行 推進課長	宮川孝光君	財産活用課長	谷津茂男君
財務部長	園部孝雄君	税務事務所長	小川喜実君
財政課長	梅澤正樹君	契約検査課長	青山和夫君
市民税課長	安里裕行君	資産税課長	関根豊君
収税課長	佐々木信也君		
市民協働部長	鈴木吉昭君	市民協働部 副部長	横須賀好洋君

市民協働部 技 監	大 和 直 文 君	市民協働部 技 監 兼 体育施設整備 課 長	太 田 達 彦 君
市民生活課長	小 川 邦 明 君	防災・危機 管理 課 長	小 林 良 導 君
文化交流課長	三 宅 陽 子 君	新市民会館 整備 課 長	篠 原 芳 之 君
スポーツ課長	柏 直 樹 君	男女平等 参画 課 長	石 塚 美 也 君
市民課長	高 安 正 紀 君		
生活環境部長	川 上 幸 一 君	生活環境部 副 部 長	佐 藤 則 行 君
生活環境部 参事兼 ごみ対策課長	篠 原 勤 君	生活環境部 参事兼 清掃事務所長	齋 藤 利 光 君
環境課長	林 栄 一 君	衛生管理課長	渡 邊 徳 子 君
廃棄物対策 準備課長	亀 井 俊 道 君	新ごみ処理施設 整備 課 長	宮 田 正 一 君
会計管理者兼 会計課長	小 田 木 義 弘 君		
選挙管理委員会 事務局長	石 田 顕 男 君		
監査委員 事務局長	綿 引 信 明 君	監査委員 事務局次長	和 田 隆 君
議会事務局長	小 嶋 正 徳 君	議会事務局 次長兼 総務課長	関 谷 勇 君

6 事務局職員出席者

議事課長補佐	永 井 直 人 君	書 記	島 田 祐 輔 君
--------	-----------	-----	-----------

午前10時 0分 開議

○小泉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

この際、御報告いたします。本日、一般傍聴人3名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

[傍聴人入室]

○小泉委員長 それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表のとおり、議案第1号ほか17件であります。

それでは、審査の進め方について、お諮りいたします。委員会の審査日程が3日間となっておりますので、本日は、まず執行部に提出議案の説明を求め、23日月曜日に質疑を行いまして、24日火曜日に御意見を伺った後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 当初予算なのでたくさんあるから、重要な項目だけ説明して。余分なものははしょって、簡潔明瞭をお願いします。

○小泉委員長 それでは、執行部の御説明のほうもそのような形でお願いをいたします。

それでは、御異議なしと認めますので、そのように進めさせていただきます。

次に、お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第1号ほか17件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から順次、提出議案の説明を願います。

なお、2月26日の当委員会で請求いたしました資料につきましては、本日、執行部より提出を受けておりますので、議案の説明と併せて説明を願います。また、提出議案の説明につきましては、効率化を図る観点から演台を使用して行いたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

初めに、議案第1号 公の施設の広域利用に関する協議について、執行部から説明を願います。

長谷川政策企画課長。

○長谷川政策企画課長 議案書①、1ページをお開き願います。

市議会議案第1号 公の施設の広域利用に関する協議について、政策企画課提出の資料により御説明申し上げます。

1の提案理由につきましては、水戸市をはじめとする県央地域9市町村において、それぞれが設置しております公の施設について、協定書に基づき、住民の相互利用を行っているところでございますが、このたび、協定対象施設の追加に伴い、改めて協議するものでございます。

2の内容でございますが、協定対象施設に、茨城町において小学校跡地を活用し、新たに開設されましたフォレストぬまさきグラウンドを追加するものでございます。

3の協定締結予定日につきましては、令和2年4月1日でございます。

4の追加施設の概要につきましては、面積が4,275平方メートル、主な用途は少年用サッカーグラウンドとして活用されております。

茨城県における位置図と施設の平面図を2ページ目以降に添付しております。3ページ、平面図のグレー部分がグラウンドでございます。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、議案第32号 水戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例について、執行部から説明をお願いします。

熊田行政改革課長。

○**熊田行政改革課長** それでは、議案書①、527ページをお開き願います。

市議会議案第32号 水戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例につきまして、行政改革課提出の資料により説明をさせていただきます。

1の改正理由でございますが、各部の事務量や人員配置のバランスを踏まえ、事務所管の適正化を図るため、行政組織を見直すこととし、関係規定の整備を行うものでございます。

今回の改正は、令和元年10月28日の行財政改革調査特別委員会に御報告いたしました令和2年度行政組織の見直しについてのうち、市民課の市民協働部から総務部への移管に伴うものでございます。各部の事務量や人員配置のバランスを踏まえるということに関しましては、別紙の参考資料として提出をさせていただきました。総務部と市民協働部の組織の推移を御覧ください。ここでは、平成29年度から令和2年度までの総務部と市民協働部の課の構成と職員定数を記載させていただきました。これにより、令和2年度の組織の見直しにおいて、そのバランスについての改定を図っていることを示しているものでございます。

本体資料のほうにお戻りいただきまして、2の改正内容でございますが、(1)の水戸市事務分掌条例の改正では、市民課の事務である、戸籍、住民基本台帳及び窓口業務に関すること、を市民協働部から総務部へ移管するものでございます。

(2)の関係条例の改正では、表にお示ししたとおり、各附属機関の庶務の所管部署を改めるもので、住居表示審議会及び町名、町区画合理化審議会の市民協働部を総務部にそれぞれ改めるものでございます。

恐れ入りますが、別紙の参考資料の2の市民課が所管している附属機関を御覧ください。

こちらの改正につきましては、市民課の市民協働部から総務部への移管に伴い、市民課が所管している附属機関についても、庶務の所管部の位置づけを市民協働課から総務部に変更するものでございます。

参考として、各附属機関の状況につきましても表にまとめてございますので、御参照ください。

恐れ入ります。再度、本体資料のほうにお戻りいただきたいと思います。

3の施行期日でございますが、令和2年4月1日でございます。

2ページ以降に新旧対照表を添付してございますので、後ほど御参照願います。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、議案第33号 水戸市職員定数条例の一部を改正する条例について、執行部から説明をお願いします。

熊田行政改革課長。

○熊田行政改革課長 議案書①， 529ページをお開き願います。

市議会議案第33号 水戸市職員定数条例の一部を改正する条例につきまして，行政改革課提出の資料により説明をさせていただきます。

1の改正理由でございますが，行政需要の動向等を勘案し，その適正な管理に努めることとして見直しを行ってございます。令和2年度におきましては，3事務部局における定数の変更を行うため，関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容でございますが，市長事務部局におきまして1,190人から1,179人となり11人の減，教育委員会事務局及び教育機関におきまして350人から347人となり3人の減，消防におきまして341人から342人となり1人の増，全体では2,090人から2,077人となり，13人の減となっております。

3の施行期日でございますが，令和2年4月1日でございます。

ページを返していただきまして，2ページに新旧対照表を添付してございます。また3ページから6ページまでの職員定数増減一覧につきましては，定数の変更がありました部署につきまして，増減理由とともにまとめており，7ページには平成28年度から令和2年度までの定数増減の推移をまとめてございますので，後ほど御参照願います。

説明は以上です。

○小泉委員長 次に，議案第34号 市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について，執行部から説明を願います。

天野参事兼人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 議案書①， 531ページをお開き願います。

議案第34号 市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして，人事課提出の資料により御説明申し上げます。

1の改正理由についてでございますが，令和2年3月31日まで実施しております副市長等の給料の減額につきまして，行財政環境を考慮し，新たな水戸市行財政改革プラン2016の後期実施期間に合わせまして継続して実施するため，条例案の一部を改正するものでございます。

2の主な改正内容についてでございますが，副市長等の給料を減額する期間を令和6年3月31日まで延長するものでございます。

3の施行期日につきましては，公布の日としております。

また，参考といたしまして，下段の表で減額に伴う影響額をお示ししてございます。

2ページ，3ページに新旧対照表をお示ししてございますので，御参照いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に，議案第35号 議会の職員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について，執行部から説明願います。

天野参事兼人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 議案書①, 533ページをお開き願います。

議案第35号 議会の職員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、人事課提出の資料により御説明申し上げます。

1の改正理由でございますが、会計年度任用職員制度が導入されることに伴いまして、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容についてでございますが、給料を支給される会計年度任用職員の公務災害補償に係る補償基礎額につきまして、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定めることとする規定を追加するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日としております。

2ページから6ページに新旧対照表、7ページに参照条文をお示ししてございますので、御参照いただきたいと存じます。

なお、前回の委員会で資料の請求をいただきましたので、別表のとおり提出を申し上げております。

内容につきましては、会計年度任用職員の公務災害の適用区分が分かる資料となっております。表につきましては、左からフルタイムとパートタイムの区分、その右側が行政職、企業職等の職種と勤務場所、その右側が公務災害補償の適用区分となっております。

今回の条例改正におきまして、給料を支給されるフルタイムの会計年度任用職員のうち勤続1年未満の方で労働者災害補償保険法の適用、いわゆる労災の適用をされない職場であります本庁舎や市民課の出先機関等で勤務されている方を本条例に適用させるため、条例の改正を行っていきたく考えております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、議案第36号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

天野参事兼人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 議案書①, 535ページをお開き願います。

議案第36号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、人事課提出の資料により御説明を申し上げます。

1の改正理由でございますが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に準じまして、選挙長等の報酬額の変更及び専門委員等の報酬の日額の上限額の見直し等を行うため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容についてでございますが、(1)としまして、選挙長等の報酬額につきまして、下記表のとおり改正するものでございます。

また、(2)といたしまして、専門委員等の報酬の日額を1万6,000円以下とするものでございます。

さらに、(3)といたしまして、令和2年度の組織改編に伴いまして、非常勤職員の職名の並びを組織順に整理するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日としております。

2ページ、3ページに新旧対照表、4ページに参照条文をお示ししてございますので、御参照いただきたい

いと存じます。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、議案第37号 水戸市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明をお願いします。

天野参事兼人事課長。

○**天野総務部参事兼人事課長** 議案書①、537ページをお開き願います。

議案第37号 水戸市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例につきまして、人事課提出の資料により説明を申し上げます。

1の改正理由についてでございますが、学校教育法の改正によりまして、専門職大学及び専門職短期大学が創設されたことに伴いまして、当該学校への修学を修学部分休業の申請の対象とするため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容についてでございますが、修学部分休業の申請対象となる教育施設について、学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校、に改正し、大学院、専門職大学、短期大学及び専門職短期大学を包含した規定とするものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日としております。

2ページに新旧対照表、3ページに参照条文をお示ししてございますので、御参照いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、議案第38号 水戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明をお願いします。

天野参事兼人事課長。

○**天野総務部参事兼人事課長** 議案書①、539ページをお開き願います。

議案第38号 水戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事課提出の資料により御説明を申し上げます。

1の改正理由についてでございますが、土木補修事務所で実施しております下水道直営補修事業の委託化に伴いまして、関係規定を整備するものでございます。

2の改正内容についてでございますが、下水の処理作業に従事したときに支給する下水処理特殊勤務手当の規定を削除するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日としております。

2ページに新旧対照表をお示ししてございますので、御参照いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、議案第39号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例について、執行部から説明をお願いします。

梅澤財政課長。

○**梅澤財政課長** それでは、議案書①、541ページをお開き願います。



市議会議案第39号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例につきまして、財政課提出資料により御説明を申し上げます。

1の改正理由につきましては、中核市移行及び県の事務処理特例条例の改正に伴い、県から移譲を受ける事務の手数料を規定するものでございます。また、建築基準法等の法の改正に伴う規定の整備も行うものでございます。

2の主な改正内容につきましては、(1)でございますが、別表を全部改正し、新たな手数料を163件追加するものでございます。それぞれの金額は県が行っていた額を参考に規定いたしております。また、用途地域における建築等許可申請手数料など、法改正に伴う規定の整備を行うものです。

(2)は、事務の効率化を図るため、納付方法の特例を新たに規定するものです。

(3)として、手数料の免除対象を定める規定について、表現を見直すものであります。

3の施行期日は、令和2年4月1日でございます。

資料のページを返していただきまして、2ページが(2)と(3)の部分に係る新旧対照表でございます。また、3ページからは全部改正した別表でございます。実質的な改正部分に網かけをしておりますので、御参照ください。

資料の5ページを御覧ください。

新たに規定したものについては、このように23番の診療所開設許可申請手数料など黒く網かけしたものが新たに規定したものでございまして、163件でございます。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、議案第40号 水戸市特別会計条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

梅澤財政課長。

○**梅澤財政課長** それでは、議案書①の631ページまでお進みください。

市議会議案第40号 水戸市特別会計条例の一部を改正する条例につきまして、財政課提出資料により説明を申し上げます。

1の改正理由につきましては、(1)中核市移行に伴い、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく福祉資金の貸付けを行うため、新たに特別会計を設置するものです。

(2)としましては、東前第四土地区画整理事業終了に伴い、特別会計を廃止するものでございます。

2の改正内容としましては、それぞれの会計の追加と削除であります。

3の施行期日は、令和2年4月1日でございます。

資料2ページ以降に、新旧対照表及び参照法令を記載しております。

説明は以上であります。

○**小泉委員長** 次に、議案第41号 水戸市印鑑条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

高安市民課長。

○**高安市民課長** 議案書①の633ページをお開き願います。

市議会議案第41号 水戸市印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、市民課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、同法の制定趣旨を踏まえ、意思能力を有すると認められる成年被後見人による印鑑登録を可能とするため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、印鑑の登録を受けることができない者について、成年被後見人を、意思能力を有しない者に改めるものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日とするものです。

2ページに新旧対照表を記載しておりますので、後ほど御参照願います。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、議案第43号 水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

篠原参事兼ごみ対策課長。

○**篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長** 議案書①、637ページをお開きください。

市議会議案第43号 水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について、ごみ対策課及び衛生管理課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、令和元年12月水戸市議会定例会において議決いただきました、大洗、鉾田、水戸環境組合のごみ共同処理からの脱退及び笠間・水戸環境組合の解散に伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、(1)市全域における一般廃棄物に係る処理手数料の統一、(2)一部事務組合に係る適用除外規定の削除。参考として、下段に一般廃棄物の処理手数料を掲げてございます。燃えるごみ、燃えないごみのそれぞれの収集袋及び処理券の手数料について記載してございます。さらに、清掃工場への直接搬入ごみ、粗大ごみの戸別収集料金について、統一した手数料金額を記載してございますので、御覧ください。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

また、2ページ以降に新旧対照表を、7ページに参照条文を添付してございますので、御参照願います。

説明につきましては、以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、議案第44号 水戸市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

篠原参事兼ごみ対策課長。

○**篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長** 議案書639ページをお開きください。

市議会議案第44号 水戸市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例について、ごみ対策課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正に伴い、本市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格要件について、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、技術管理者の資格要件に関し、学校教育法の一部改正により専門職大学の前期課程を修了し、実務経験を有する者を加えるものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日といたします。

2ページに新旧対照表を、3ページに参照条文の抜粋を掲げてございますので、併せて御参照ください。説明につきましては、以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、議案第50号 令和2年度水戸市一般会計予算（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款、第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費中第8款、第9款及び第10款並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分、産業消防委員会所管分及び建設企業委員会所管分を除く）について、順次、執行部から説明を願います。

○**梅澤財政課長** それでは、議案書①、663ページをお開きください。

市議会議案第50号 令和2年度水戸市一般会計予算について、御説明いたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,217億600万円と定めるものでございます。

第2条で継続費、第3条では債務負担行為、第4条で地方債をそれぞれ定め、第5条では一時借入金の最高額を例年どおり100億円とするものでございます。さらに、第6条では、項間で流用できる場合を給料などと定めるものでございます。

次のページをお開きください。

664ページから668ページにかけての第1表歳入歳出予算により、各款項の予算額を記載しております。

内容につきましては、この後、各担当から議案書②、令和2年度予算に関する説明書により、歳出から説明いたします。

○**関谷議会事務局次長兼総務課長** 議案書②、74、75ページをお開き願います。

1款1項1目議会費につきましては、前年度に比べて2.1%の増となっており、主なものは給料関係経費でございます。

○**上垣外総務法制課長** 続きまして、2款総務費、1項総務管理費のうち1目一般管理費について、御説明いたします。

前年度に比べ、5億5,789万1,000円、19.7%の減となっております。減額の要因は、国体推進局の廃止等に伴う人件費の減でございます。また、主な内容につきましては、人件費のほか文書法制、人事管理、契約事務等に要する経費でございます。

○**梅澤財政課長** それでは、78ページをお願いいたします。

2目財政管理費につきましては、前年度比7,259万8,000円の増としております。増加の要因は、これまで別の目に計上していました財政課が管理する3つの基金について、この目に計上することにしたためでございます。

予算の主な内容は、この基金のほか、議案書や予算書の印刷製本費でございます。

○**小田木会計管理者兼会計課長** 続きまして、3目会計管理費につきましては、前年度比13.6%の減で

ございます。主なものにつきましては、公金収納情報データ化委託、決算書の作成経費などでございます。

**○谷津財産活用課長** 続きまして、4目財産管理費でございます。前年度比5.5%の減でございます。主な内容でございますが、庁舎管理費として4億8,552万6,000円、また土地管理費として4,474万6,000円でございます。

続きまして、5目新庁舎整備費でございますが、新庁舎整備費におきましては、平成28年度から継続費を組んで進めておりまして、工事費の付帯工事費として行うため年割額の調整を行いまして、期間を令和2年度まで延長し、工事請負費として100万円を予算とするものでございます。

**○長谷川政策企画課長** 続きまして、6目企画費について御説明いたします。市制施行130周年記念式典等が終了したことから、前年度と比較いたしますと、率にいたしまして55.9%の減となっております。主な内容といたしましては、国・県予算の要望等に要する経費、県央地域首長懇話会の開催や北関東中核都市連携会議による広域連携事業などに要する経費でございます。

**○須藤交通政策課長** 続きまして、82,83ページをお開きください。

7目交通政策費の予算額は、前年度に対し37.4%の減額でございます。内容といたしましては、交通政策経費として、自転車通行空間の整備、タクシーを活用した公共交通空白地区等における移動手段の確保などに係る経費を計上するものでございます。

**○北條情報政策課長** 続きまして、8目情報システム管理費につきましては、前年度比7.9%の増でございます。主な内容につきましては、各種システムの維持管理、情報セキュリティ対策、個人番号制度などに要する経費でございます。

**○沼田みとの魅力発信課長** 続きまして、9目みとの魅力発信費でございます。前年度と比べまして32.7%の減となっております。主な要因といたしましては、市制施行130周年記念事業の終了に伴いまして、委託料が減額したことによるものでございます。主な事業といたしましては、広報紙の発行等でございます。

**○高安市民課長** 続きまして、10目出張所費につきましては、前年度と比べ148.3%の増となっております。内容につきましては、赤塚、常澄、内原の各出張所の運営経費でございます。また、主な増加の要因といたしましては、出張所運営管理に要する職員給与費が1目一般管理費から移管されたことによるものでございます。

**○小川市民生活課長** 続きまして、86,87ページをお開きいただきます。

11目市民活動費につきましては、前年度比18.8%の増となっております。主な内容といたしまして、町内会、自治会などの地域コミュニティ活動の支援に要する経費や住みよいまちづくり推進協議会への補助に要する経費、ボランティア団体等との連携、協働の推進に要する経費でございます。

次に、12目市民センター費につきましては、前年度比109.5%の増となっております。主な内容といたしまして、市民センターの職員等に関する経費、施設の運営や整備、千波市民センター移転改築事業に要する経費でございます。

続きまして、88,89ページをお開き願います。

13目消費生活対策費につきましては、前年度比7.5%の減となっております。主な内容といたしまし

て、消費生活の啓発に係る経費、消費生活センター業務の委託に要する経費でございます。

○小林防災・危機管理課長 90ページ、91ページをお願いいたします。

14目防災対策費につきましては、前年度比40%の増となっております。主な内容といたしましては、避難所への備蓄品の配備、各地区の自主防災組織への支援に係る経費、さらには台風19号の教訓を踏まえたハザードマップの改訂、配布、国土強靱化地域計画の策定業務に係る経費でございます。

続きまして、92、93ページをお開き願います。

15目交通安全対策費につきましては、前年度比7%減となっております。主な内容といたしましては、交通安全の知識の普及啓発をはじめ、交通安全対策に要する経費、自転車駐車場の管理及び放置自転車の撤去に要する経費でございます。

続きまして、16目生活安全費につきましては、前年度比8%の増となっております。主な内容といたしましては、空き家対策に要する経費、自治会等が管理する防犯灯に関する補助金などでございます。

○三宅文化交流課長 94ページ、95ページをお願いいたします。

17目平和文化費につきましては、会計年度任用職員に係る人件費の統合、平和記念館開館10周年記念事業の終了によりまして、前年度比36.4%の減となっております。主な内容といたしまして、平和都市経費につきましては、平和大使の派遣、平和記念館の維持管理などに要する経費でございます。

その下、文化振興経費につきましては、オセロ発祥の地としてのまちの魅力の発信や水戸市芸術祭の開催などに要する経費でございます。

18目芸術館費につきましては、前年度比4.6%の増となっております。主な内容といたしましては、水戸芸術館の開館30周年記念事業の実施や財団の運営、施設の維持管理等に要する経費でございます。

恐れ入ります。96ページ、97ページをお願いいたします。

19目国際交流費につきましては、前年度比15%の増となっております。主な内容といたしまして、国際交流経費につきましては、重慶市友好交流都市締結20周年事業や外国人生活ガイドブックの更新などを実施するほか、国際交流事業基金につきましては、基金の利子を積み立てるものでございます。

○篠原新市民会館整備課長 同じく96、97ページを御覧ください。

20目市民会館費につきましては、予算額55億300万円、前年度に比べまして54億8,780万円の増でございます。主な内容といたしましては、新市民会館の保留床取得に係る経費でございます。

○石塚男女平等参画課長 続きまして、98ページ、99ページをお開き願います。

21目男女平等参画センター費につきましては、4,899万3,000円で、前年度並みの額となっております。主な内容につきましては、職員給与費、男女平等参画推進事業に要する経費でございます。

○林環境課長 続きまして、下段の22目環境対策費につきましては、前年度比40.8%の増でございます。主な内容といたしましては、公害対策経費につきましては、悪臭や水質等の調査、中核市への移行に伴い権限が移譲される大気汚染防止法等に基づく事業等に要する経費、環境保全経費につきましては、住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助など、環境保全に要する経費でございます。

○安里市民税課長 続きまして、100、101ページをお開き願います。

23目水戸黄門ふるさと寄附金費につきましては、前年度と比べ2.5%の減としております。主な内容

といたしましては、水戸黄門ふるさと寄附金の募集や水戸黄門ふるさと基金の積立てに要する経費でございます。

○**上垣外総務法制課長** 続きまして、24目公平委員会費でございます。前年度に比べ3,000円、1%の増となっております。内容は、公平委員会の委員の報酬などでございます。

25目諸費につきましては、前年度に比べ2万円、3%の増となっております。主な内容でございますが、自衛官の募集、国民保護協議会の運営、仮ナンバーの発行等に要する経費でございます。

○**安里市民税課長** 続きまして、102,103ページをお開き願います。

2款2項徴税费につきましては、税務事務所全体の予算でございます。

初めに、1目税務総務費につきましては、前年度と比べ1.3%の増としております。主な内容といたしましては、税務事務職員給与及び会計年度任用職員講習等の人件費、固定資産税に係る土地評価システム業務、地番・家屋現況図更新業務の委託料などでございます。

104,105ページをお開き願います。

2目賦課徴収費につきましては、前年度と比べ13.1%の減としております。主な内容といたしましては、納税通知書などの印刷費や郵送料、過年度の税等返還金、滞納処分に係る不動産鑑定手数料などでございます。

○**高安市民課長** 続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、前年度と比べ39.9%の増となっております。主な内容といたしましては、市民課職員の給与、各種証明書の発行及び旅券交付事務等に係る経費でございます。また、主な増加の要因といたしましては、個人番号カードの交付に係る経費の増によるものでございます。

○**石田選挙管理委員会事務局長** 続きまして、106ページの下段を御覧願います。

2款総務費、4項選挙費につきましては、前年度比84.3%の減でございます。主な経費といたしまして、選挙管理委員会費と選挙啓発費でございます。

○**北條情報政策課長** 続きまして、同じページ、108,109ページ中段でございますが、5項統計調査費、1目統計調査総務費でございます。前年度比63.9%の増でございます。こちらは来年度実施されます国勢調査に要する職員給与の増によるものでございます。

続きまして、その下、2目諸統計調査費ですが、前年度比467.7%の増でございます。こちらは、各種統計調査に要する経費でございます。国勢調査に要する調査費の増によるものでございます。

○**和田監査委員事務局次長** 続きまして、110,111ページをお開き願います。

6項監査委員費につきましては、前年度比1.2%の増でございます。主なものは、監査委員及び事務局職員の給与関係経費でございます。

○**渡邊衛生管理課長** 続きまして、ページを進んでいただきまして、142,143ページをお開き願います。

4款衛生費、2項墓園斎場費のうち、1目墓園埋葬費につきましては、前年度比6.4%の増となっております。主な内容といたしましては、浜見台霊園の従来型墓地拡張整備工事や側溝蓋の設置など墓園公園の運営に要する経費でございます。

ページを返していただきまして、144、145ページを御覧ください。

2目斎場費につきましては、前年度比13.1%の増となっております。主な内容といたしましては、斎場の運営に要する経費をはじめ、一部事務組合への負担金、そして新たな斎場の整備に向けた基本・実施設計業務委託などに要する経費でございます。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 続きまして、3項清掃費、1目清掃総務費につきましては、前年度比131%の増となっております。主な内容といたしましては、清掃事務に要する職員給与費をはじめ、食品ロス削減事業など、ごみ減量推進に要する経費でございますが、新たにごみ収集袋作成経費が2目の塵芥処理費から移行となっていることから増となっております。

○齋藤生活環境部参事兼清掃事務所長 続きまして、2目塵芥処理費につきましては、前年度に比べ、約69%の減額でございます。内容につきましては、塵芥処理事務に要する職員給与費、清掃工場の運営経費でございます。

次に、148ページから149ページでございますが、第三最終処分場の運営経費、清掃事務所の運営経費などとなっております。

○渡邊衛生管理課長 次に、下段の3目し尿処理費につきましては、前年度比3.4%の減となっております。主な内容といたしましては、見川クリーンセンターの運営に要する経費をはじめ、合併処理浄化槽の普及促進に要する経費や一部事務組合への負担金でございます。

○亀井廃棄物等対策準備課長 続きまして、150ページ、151ページの下段を御覧ください。

4目産業廃棄物等対策費につきましては、歳出総額1,780万8,000円で、中核市移行に伴う新たなものでございます。主な内容といたしましては、産業廃棄物処理費用の許可等に要する事務費、PCB廃棄物調査に係る委託料、不法投棄防止に要する事務費でございます。

○柏スポーツ課長 続きまして、220、221ページをお開き願います。

中段の10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費につきましては、前年度比18.2%の増となっております。主な内容といたしましては、各種スポーツ行事に要する経費、スポーツ推進委員やスポーツ協会などの振興に要する経費、水戸黄門漫遊マラソンの開催や学校施設の開放、全国高校総体の開催に要する経費でございます。

○太田市民協働部技監兼体育施設整備課長 続きまして、222、223ページをお開き願います。

上段の2目体育施設費につきましては、対前年度比2%の減でございます。主な内容といたしましては、体育施設の管理に要する経費をはじめ、市立競技場の走路等の改修、(仮称)西谷津市民運動場の整備など体育施設の整備に要する経費でございます。

○梅澤財政課長 それでは、224ページをお願いいたします。

最下段の12款1項公債費につきましては、1目元金は0.05%の減でございます。

ページを返していただきまして、2目利子は19.5%の減であり、3目公債諸費は32.6%の増でございます。

13款予備費は、前年度と同額の1億円を計上しております。

以上が、総務環境委員会所管の歳出予算になります。

○天野総務部参事兼人事課長 続きまして、228、229ページをお願いいたします。

給与費明細書について、御説明申し上げます。

1の特別職につきましては、市長及び副市長、議員、その他の特別職を含め、合計92人分の給与費の内訳を記載してございます。嘱託の職員を新たに会計年度任用職員へと見直したことによりまして、職員数、給与費等の合計で減となっているところでございます。

次に、2の一般職の会計年度任用職員以外の職員につきましては、職員数1,857人分の給与費等の内訳を記載してございます。

次に、230ページ、231ページにつきましては、(2)は給料及び職員手当等の増減額の明細を記載したものでございます。(3)につきましては、給料及び職員手当等の状況について、職種別の平均給料、給与の月額等を、また次の表は初任給の額を各職種別に記載したものでございます。

232、233ページの級別職員数につきましては、職種別に職務の級の職員数を表した表となっております。

234、235ページのエの昇給の表は、昇給に係る号級数別の職員数を表したものでございます。

次のオの期末手当・勤勉手当につきましては、支給率等を国の制度と比較した表でございます。

236、237ページにつきましては、退職手当、地域手当、特殊勤務手当、その他の手当の状況について表したものでございます。

238、239ページにつきましては、3といたしまして、一般職のうち会計年度任用職員の給与費等の内訳を新たに記載したものでございます。

○安里市民税課長 続きまして、令和2年度一般会計予算の歳入につきまして、御説明いたします。

4ページ、5ページをお開き願います。

[「何の4ページ」と呼ぶ者あり]

○安里市民税課長 議案書②の4ページ、5ページをお開き願います。失礼しました。

1款1項1目個人市民税につきましては、令和元年度決算見込額などを踏まえ、前年度と比べ0.3%の減としております。

2目法人市民税につきましては、地域間の税源の偏在性是正のために、法人市民税、法人税割の税率が12.1%から8.4%に引き下げられたことによる影響で、前年度と比べ17.8%の大幅な減としております。

6、7ページをお開き願います。

2項1目固定資産税につきましては、家屋の新築による増を見込んだことなどから、前年度と比べ2.6%の増としております。

2目国有資産等所在市町村交付金につきましては、前年度と同程度0.2%の減としております。

3項1目軽自動車税環境性能割につきましては、令和元年度から新たに創設したものであり、軽自動車の取得時に車体の環境性能に応じて課税されるものです。昨年度については、制度創設に伴い、令和元年10月以降の徴収開始であったものが通年化することから、前年度と比べ約5倍となる386%の増としております。



2目種別割は、環境性能割の創設により、これまでの軽自動車税の課目名称を変更するものです。前年度と比べ1.8%の増としております。

3目旧軽自動車税につきましては、種別割に課目変更する前の旧軽自動車税の滞納繰越分を予算に計上したものでございます。

8, 9ページをお開き願います。

4項1目市たばこ税につきましては、令和2年10月に税率の引上げが予定されているものの、売上げ本数の減少により、前年度と比べ2.3%の減としております。

5項1目入湯税につきましては、令和2年度から歳入が見込まれるため、予算に計上するものです。

6項1目都市計画税につきましては、前年度と比べ1.9%の増としております。

10, 11ページをお開き願います。

次の2款以降の地方譲与税及び交付金につきましては、国及び県の予算措置の状況などからそれぞれ見込んだところでございます。

2款1項1目地方揮発油譲与税につきましては、前年度と比べ7.5%の減としております。

2項1目自動車重量譲与税につきましては、前年度と比べ8.3%の増としております。

3項1目森林環境譲与税につきましては、令和元年度から新たに創設したものであり、森林整備等に必要となる財源を確保するため国から交付されるもので、国の予算措置が2倍となったことから、前年度と比べ2倍となる100%の増としております。

3款1項1目利子割交付金につきましては、前年度と比べ26.2%の減としております。

4款1項1目配当割交付金につきましては、前年度と比べ9.3%の減としております。

12, 13ページをお開き願います。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金につきましては、前年度と比べ45.2%の減としております。

6款1項1目法人事業税交付金につきましては、法人市民税法人税割の税率引下げに伴う減収分の補填措置として、県税である法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度が創設されることから、新たに予算に計上するものです。

7款1項1目地方消費税交付金につきましては、令和元年10月の税率引上げにより、前年度と比べ14.9%の増としております。

8款1項1目ゴルフ場利用税交付金につきましては、前年度と比べ2.1%の減としております。

14, 15ページをお開き願います。

9款1項1目環境性能割交付金につきましては、令和元年度から新たに創設したものであり、県税として徴収する自動車税環境性能割の一部が市町村に交付されるものです。昨年度については、制度創設に伴い、令和元年10月以降に徴収開始であったものが通年化するため、前年度と比べ約2倍、133.7%の増としております。

○梅澤財政課長 それでは、中段の10款国有提供施設等所在市町村助成交付金は、前年度から10万円減の40万円としております。

11款1項地方特例交付金は2,920万円、20.3%の増としています。右側の2節自動車税減収補填

及び3節の軽自動車税減収補填の特例交付金が、消費税引上げに伴う臨時的減税分として通年化されるため増額となっております。

ページを返していただきまして、16ページの上段の子ども・子育て支援臨時交付金につきましては、令和元年度の幼児教育保育の無償化に伴うものでございまして、令和元年度未納措置のため令和2年度はゼロでございます。

12款地方交付税は、35億9,000万円、25.8%の減としております。内訳は、普通交付税は86億円と前年度から14億9,400万円、中核市移行に伴い増額しております。一方で特別交付税が50億8,400万円減の17億2,500万円としておりまして、これは新ごみ処理施設整備事業の完了に伴い、大きく減少しております。このため、地方交付税総額では35億9,000万円の減としております。

次の13款交通安全対策特別交付金は、今年度の決定見込みを踏まえて300万円減としております。

14款分担金及び負担金、1項負担金につきましては、主なものは2目民生費負担金でございまして、ページを返していただき、18ページをお願いいたします。昨年10月からの3歳以上の幼児保育の無償化の影響が通年化するため大きく減少し、項の合計で4億911万8,000円の減としております。

15款使用料及び手数料、1項使用料につきましては、ページを返していただきまして、20ページ、21ページは内訳でございます。22ページをお願いいたします。6目土木使用料を2,968万4,000円の減としております。4節住宅使用料の減が主な要因でございます。また8目教育使用料も1,075万4,000円の減としております。こちらも幼児教育の無償化に伴い、幼稚園使用料の現年分をゼロとしたためでございます。

ページを返していただきまして、24ページの上段が使用料の合計でございます。これらの減額に伴い、4,519万円の減としております。

続きまして、2項手数料になります。主なものは、ページを返していただきまして、2目の衛生手数料でございます。1節保健所手数料について、中核市移行に伴い、申請等手数料などを計上するため、新しい保健所手数料を設定しております。また、3節清掃手数料では、常澄、内原、両地区からの直接搬入を水戸市で受け入れることになったため、ごみ処理手数料が増額しております。このため、32ページをお開きください。32ページの上段が手数料の合計でございます。項合計で7,513万1,000円、6.5%の増としております。

次は、16款国庫支出金、1項国庫負担金であります。1目民生費国庫負担金が8億6,120万5,000円の増としており、ページを返していただきまして、3目の教育費国庫負担金も4億9,097万9,000円の増と大きく増額しております。これは、それぞれ幼児教育・保育の無償化により公的負担が増加したため、国庫負担金が増額したものです。項の合計でも14億685万4,000円、8.6%の増と大きく国庫負担金は増額しております。

次は、2項国庫補助金でございます。

1目総務費国庫補助金は、新市民会館整備事業費補助金を新たに計上したことにより2億7,376万6,000円の増となりましたが、ページを返していただきまして、36ページの下段でございます。3目衛生費国庫補助金が30億4,583万3,000円の減となっております。衛生費国庫補助金は、新ごみ処

理施設整備事業費が事業の進捗に伴い大きく減額したため、衛生費国庫補助金の減額となっております。

42ページまでお進みください。

42ページ、上段が国庫補助金の合計でございます。これらに伴い、29億5,390万4,000円、33.2%の減となっております。

続きまして、3項委託金でございます。

最下段の教育費委託金がなくなったことにより、ページを返していただきまして、項の合計で2,787万8,000円の減としております。

次は、17款県支出金でございます。

まずは、1項県負担金です。1目民生費負担金、4目教育費負担金、こちらが国庫負担金と同様に大きく増額しておりまして、合計で5億5,782万6,000円、10.8%の増としております。

ページを返してください。46ページをお願いいたします。

2項県補助金でございます。

まずは、1目総務費補助金で、国民体育大会の終了に伴い、1億4,955万2,000円の減としております。

ページを返していただきまして、48ページでございます。

4目農林水産業費補助金は、強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金、こちらの増によりまして、1億7,785万5,000円の増となっております。

52ページまでお進みください。

52ページの上段でございますが、県補助金は1億5,610万6,000円の増としております。

次は、3項委託金です。

1目総務費委託金は、3節の選挙費委託金が大きく減額となる一方、4節統計調査費委託金で国勢調査の実施により大きく増額となったため、合計では2,675万2,000円の増となっております。

続きまして、18款財産収入、1項財産運用収入でございます。こちらは、財産の貸付けや各基金の利子などでございまして、ページを返していただきまして、合計で324万4,000円、7.7%減です。

次の2項財産売却収入も2,290万9,000円、8.7%の減としております。

ページを返していただきまして、19款1項寄附金でございます。水戸黄門ふるさと寄附金などを見込みまして、233万9,000円、0.7%の増としているところであります。

次の20款繰入金、1項基金繰入金につきましては、まずは1目財政調整基金繰入金を17億円とし、前年度比26億1,500万円の減としております。

ページを返していただきまして、60ページでございますが、電源立地振興基金や一般廃棄物処理推進基金などの事業の完了に伴い減額をしたため、基金繰入れの合計では36億4,176万3,000円、65.5%の減としております。

次の特別会計繰入金は、東前第四土地区画整理事業の会計の終了に伴い、ゼロでございます。

21款1項繰越金は、前年度と同様、2億円を計上しております。

次は、22款諸収入になります。1項延滞金・加算金及び過料は3,000万円の減、2項市預金利子は

前年度と同額としておりまして、ページを返していただきまして、3項貸付金元利収入は762万1,000円の増としております。

4項受託事業収入は、ページを返していただきまして、252万1,000円の増となっております。

5項雑入につきましては、5目雑入を7億5,804万1,000円の増としております。この増加の主な要因としましては、ページを返していただきまして、66ページ、右側の67ページでございます。上から2行目、ごみ処理施設余剰電力売払収入を5億4,600万円見込んでおります。また、一番下の市道上市254号線地盤置換工事負担金として1億3,000万円を計上したため、項の合計でも7億5,533万8,000円、35.1%の増としました。

ページを返していただきまして、68ページからは市債でございます。

1目総務債は、新たに新市民会館整備事業債を計上したため、47億3,930万円の増としております。一方で、3目衛生債が、新ごみ処理施設整備事業の進捗に伴いまして減額となっており、目の合計で41億6,890万円と減額となっております。

ページを返していただきまして、7目教育債でございます。教育債も小学校の整備の増額に伴い、5億8,420万円の増としております。このため、市債合計でも18億8,560万円、12.1%の増としました。

ページを返していただきまして、72ページでございます。

自動車取得税交付金は、令和元年度で廃止となっております。

以上が、歳入予算の説明であります。

**○小川市民生活課長** 議案書①の669ページをお開き願います。

第2表継続費のうち、一番上の2款総務費、1項総務管理費のうち、千波市民センター移転改築事業につきましては、令和2年度が1億8,850万円、令和3年度が2億1,450万円、総額4億300万円により2か年の継続事業で実施するものでございます。

**○篠原新市民会館整備課長** 続きまして、新市民会館整備事業につきましては、令和2年度が55億円、令和3年度が55億円、令和4年度が75億2,000万円、総額185億2,000万円により3か年の継続事業で実施するものです。

**○熊田行政改革課長** ページを返していただきまして、670ページをお願いいたします。

第3表の債務負担行為のうち、1行目の包括外部監査に係る債務負担につきましては、令和3年度の包括外部監査の実施に当たり、令和2年度からの準備行為をする必要があることから、令和2年度から令和3年度までの期間で限度額1,200万円を設定するものでございます。

**○梅澤財政課長** それでは、続きまして、総務環境委員会所管以外の債務負担行為について、御説明いたします。

2行目、医師修学資金貸与に係る債務負担につきましては、医学を履修する学生に対する貸与として、1人当たり6年間で2,260万円を予定しておりまして、これを2人分の4,520万円を債務負担として設定してまいります。

3行目、医療機関開設促進に係る債務負担につきましては、小児科及び産婦人科に対する開設補助として、

3,000万円と6,000万円、合計9,000万円を設定してまいります。

4行目、5行目、中心市街地店舗、事務所等開設促進、企業立地促進に係る債務負担につきましては、それぞれの施設の規模や企業着手時期により令和2年度中に完了しないことも予想されるため、令和3年度以降の補助金について債務負担を設定するものです。

6行目、まちなか共同住宅整備促進に係る債務負担についても同様に、令和3年度に対する補助を決定するため、債務負担を設定するものでございます。

7行目の茨城消防救急無線・指令センターシステム機能強化事業に係る債務負担につきましては、運営協議会が行うシステム機能強化が3か年にわたるものでございます。そのため、3年間の負担金について債務負担金を設定するものでございます。

最後、8行目の渡里小学校校長寿命化改良に伴う仮設校舎賃貸借に係る債務負担につきましては、令和3年度に予定しております長寿命化工事に向けまして、仮設校舎の建設を令和2年度から着手するため、仮設校舎の建設に伴う債務負担を設定するものであります。

次に、右側、671ページを御覧ください。

第4表地方債につきましては、交通政策事業から最下段の臨時財政対策まで22件について、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

以上、継続費から地方債につきましては、関連する議案書②番の予算に関する説明書の240ページ以降に記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

令和2年度一般会計予算の説明は以上でございます。

**○小泉委員長** 次に、議案第56号 令和2年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算について、執行部から説明願います。

谷津財産活用課長。

**○谷津財産活用課長** 議案書①、689ページをお開き願います。

市議会議案第56号 令和2年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算につきまして、御説明いたします。歳入歳出予算につきまして、第1条で、総額は歳入歳出それぞれ4億1,250万円と定めるものでございます。

内容につきましては、議案書②の令和2年度予算に関する説明書で御説明いたします。

376、377ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては、市債の償還のため、一般会計から1億7,049万8,000円を繰り入れるものでございます。

また、4款市債、1項1目公共用地先行取得事業債につきましては、市立競技場観客席増設用地の取得財源といたしまして、2億4,200万円の借入れを行うものでございます。

ページを返していただきまして、378、379ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項1目公共用地先行取得事業費につきましては、市立競技場観客席増設用地を取得するための用地費及び補償費として、2億4,200万円を計上するものでございます。

次の2款1項公債費、1目元金の1億6,758万円につきましては、平成26年度新ごみ処理施設整備

事業市債償還元金でございます。

2 目利子の 2 7 7 万 6, 0 0 0 円につきましては、新ごみ処理施設及び新斎場整備事業により発行した市債の償還金利子でございます。

なお、次の 3 8 0, 3 8 1 ページにつきましては、地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございますので、後ほどお目通しを願います。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、議案第 6 6 号 包括外部監査契約の締結について、執行部から説明願います。

熊田行政改革課長。

○熊田行政改革課長 それでは、追加議案書⑨の 7 ページをお開き願います。

市議会議案第 6 6 号 包括外部監査契約の締結につきまして、行政改革課提出の資料により説明をさせていただきます。

1 の契約の目的でございますが、包括外部監査及び当該監査の結果に関する報告でございます。

2 の契約金額でございますが、1, 2 0 0 万円を上限とする額でございます。

3 の契約の相手方でございますが、茨城県ひたちなか市西大島 2 丁目 1 1 番 6 号、前嶋仁一で、資格は公認会計士でございます。日本公認会計士協会東京会茨城県会からの御推薦をいただいた方で、経歴は資料にお示ししたとおり、包括外部監査につきまして、茨城県といわき市において携わった実績がございます。

4 の契約の期間でございますが、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まででございます。

2 ページ以降に参照条文を提示してございますので、後ほど御参照願います。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、議案第 6 7 号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第 9 号）（ただし、第 1 表中歳出中第 3 款、第 4 款中文教福祉委員会所管分、第 8 款及び第 1 0 款中文教福祉委員会所管分並びに第 2 表継続費補正中第 3 款、第 6 款、第 8 款及び第 1 0 款を除く）について、執行部から説明願います。

梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 それでは、追加議案書⑩の 9 ページでございます。

市議会議案第 6 7 号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第 9 号）について、御説明いたします。

第 1 条で、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ 3 2 億 3, 6 3 7 万円を追加し、総額を 1, 3 8 3 億 4, 2 7 4 万 5, 0 0 0 円とするものであります。

また、第 2 条では継続費、第 3 条で地方債をそれぞれ補正するとともに、第 4 条で繰越明許費を定めるものでございます。

次の 1 0 ページから 1 1 ページにかけて、歳入歳出予算補正がございます。

内訳につきましては、議案書⑩の令和元年度補正予算に関する説明書の御準備をお願いいたします。

議案書⑩、令和元年度補正予算に関する説明書 1 6 ページでございます。

まず、歳出から御説明いたします。

2 款総務費、1 項総務管理費につきましては、6 目新庁舎整備費は令和 2 年度予算に 1 0 0 万円をのせ替えておりますので、これを減額するものでございます。

17目市民センター費は市債の減額、19目防災対策費は寄附金を財源とするため、それぞれ財源補正を行うものであります。

28目電源立地振興基金費は、補助金を健康増進等施設の整備に向け積立てをするものであります。

3項戸籍住民基本台帳費は、個人番号カードの交付増加に伴い、負担金を3,786万5,000円増額するものでございます。

ページを返していただきまして、18ページの最下段でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、7目斎場費は、新斎場の設計について額が確定したため、事業費を減額するものでございます。

ページを返していただきまして、20ページ上段でございます。

2項清掃費、2目塵芥処理費につきましては、新ごみ処理施設及び健康増進等施設それぞれの事業費及び財源を確定するものでございます。

26ページをお願いいたします。

26ページでございます。3段目の10款教育費、6項保健体育費、2目体育施設費については、東町運動公園体育館に大型映像装置を設置する経費として、1億5,000万円を増額するものであります。

最下段の12款1項公債費は、利率の見直しをして借りたため、償還に合わせて元金及び利子を補正するもの及び災害援護資金の償還に合わせて補正するものでございます。

以上が、総務環境委員会所管の歳出予算になります。

歳入の説明をいたしますので、議案書⑩の2ページをお願いいたします。

2ページでございます。歳入でございまして、12款1項地方交付税は、普通交付税について臨時財政対策債を増額したため、1億6,880万円を減額するものでございます。

16款国庫支出金、1項国庫負担金につきましては、1目民生費国庫負担金は生活保護の増額に伴うものであり、2目教育費国庫負担金は私立幼稚園施設型給付費の増額に伴うもの、また見川小学校の事業費の増額に伴うもので、項の合計で1億796万6,000円を増額するものであります。

2項国庫補助金につきましては、1目総務費国庫補助金が個人番号カード関連の経費の増額に伴い増額し、3目衛生費国庫補助金は新ごみ処理施設整備事業費補助金を調整するものでございます。

ページを返していただきまして、4ページにかけまして、それぞれ投資的事業の補助金の額の決定に伴い、補正をするものでございます。

なお、8目教育費国庫補助金の最下段でございますが、体育施設整備事業費補助金は東町運動公園に対する財源で、7,500万円を追加するものであります。項の合計で15億1,176万4,000円を増額いたします。

ページを返していただきまして、6ページは県支出金でございます。

まず、県負担金については、私立幼稚園の経費の増に伴い、2,151万円を増額いたします。

2項県補助金は、総務費補助金では電源立地地域対策事業費補助金、教育費補助金で見川小学校校舎改築事業費補助金など、それぞれ補助額の決定に伴い、補正をいたします。項の合計では2,227万7,000円を増額でございます。

19款1項寄附金につきましては、まず1目総務費寄附金で、台風19号に伴う災害寄附金が6,800万円まで歳入が見込まれております。このため、6,800万円を計上するとともに、各基金への寄附金などを計上します。

9ページ上段でございますが、体育施設整備事業費寄附金として、企業版ふるさと納税による寄附5,000万円を見込んでおります。

このため、寄附金の合計で1億1,850万円の増額であります。

21款1項繰越金については、今回の補正に要する一般財源として624万6,000円を措置いたします。

22款諸収入、3項貸付金元利収入については、災害援護資金の元金収入を減額するものであります。

続きまして、23款1項市債につきましては、事業費決定に伴う整理を行うものなどがございますが、増額の大きいものとしましては、11ページ、最下段でございます。泉町1丁目北地区市街地再開発事業債について、組合の補助金の増額に伴い、6億4,370万円を増額いたします。

ページを返していただきまして、7目教育債についても、学校通信ネットワーク整備などの事業費の増額に伴い、12億650万円を増額するものであります。

ページを返していただきまして、14ページでございます。

8目臨時財政対策債、10目減収補てん債、11目調整債、それぞれ決定に合わせて補正するものであり、市債の合計で16億1,967万円の増額としております。

歳入の説明については、以上でございます。

それでは、議案書⑨の12ページにお戻りください。

まず、継続費補正について、総務環境委員会所管分を説明いたします。

変更の第1行目でございます。新庁舎建設事業としましては、これまでの令和元年までの期間を令和2年度まで延長するものでございまして、令和元年度予算から令和2年度予算に100万円をのせ替えております。

続きまして、最下段の新斎場基本・実施設計事業につきましては、契約に伴い、事業費が確定しましたので、総額、年割額それぞれを減額いたします。

13ページを御覧ください。

1行目、第三最終処分場整備事業、また2行目の健康増進等施設整備事業について、事業費の確定に伴い、年割額などを調整するものでございます。

ページを返していただきまして、14ページでございます。

第3表地方債補正につきましては、上段で減収補てん及び法人市民税の減税に伴う調整、それぞれ限度額等を定めるものでございます。また、下段では新ごみ処理施設整備事業など7つの事業について市債の増額に伴い、限度額を変更いたします。

次に、15ページから16ページまでの第4表繰越明許費につきましては、交通政策経費など51事業について繰越明許費を設定するものであります。

継続費補正から繰越明許費までにつきましては、関連する議案書⑩、令和元年度補正予算に関する説明書



の30ページ以降に記載しております。

令和元年度水戸市一般会計補正予算（第9号）の説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、議案第72号 令和元年度水戸市公共用地先行取得事業会計補正予算（第1号）について、執行部から説明を願います。

谷津財産活用課長。

○谷津財産活用課長 追加議案書⑨、27ページをお開き願います。

市議会議案第72号 令和元年度水戸市公共用地先行取得事業会計補正予算（第1号）につきまして、御説明いたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億4,200万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,860万円と定めるものでございます。

内容につきまして、説明いたします。

28ページをお開き願います。

別表中歳入でございますが、4款1項市債につきまして、事業費が確定したことなどに伴いまして、取得財源であります公共用地先行取得事業債を2億4,200万円減額するものでございます。

次に、歳出でございますが、1款1項公共用地先行取得事業費につきまして、市立競技場観客席増設用地を一部、令和2年度にのせ替えることとしたため、2億4,200万円を減額するものでございます。

なお、これらに関する内訳及び調書を、議案書⑩の令和元年度補正予算に関する説明書、81ページから83ページに記載しておりますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 以上で、提出議案についての説明は全て終了いたしました。

本日の委員会は、この程度をもって散会したいと思います。

なお、23日月曜日の委員会は午前10時に開会いたしますので、御承知おき願います。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午前11時25分 散会